

熊 本 県 立 高 森 高 等 学 校

～ いじめ防止基本方針 ～

1 本校の基本的方針

いじめは、人として決して許されない行為であり、生徒の生命に関する重大な人権侵害である。

本校では、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級・学校生活のあらゆる場面において起こりうるものであり、いじめに全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識にたち、全校生徒が「いじめのない明るい学校生活」を送ることができるよう、校長のリーダーシップのもと、組織的にいじめ問題に取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒等が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

～文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より～

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

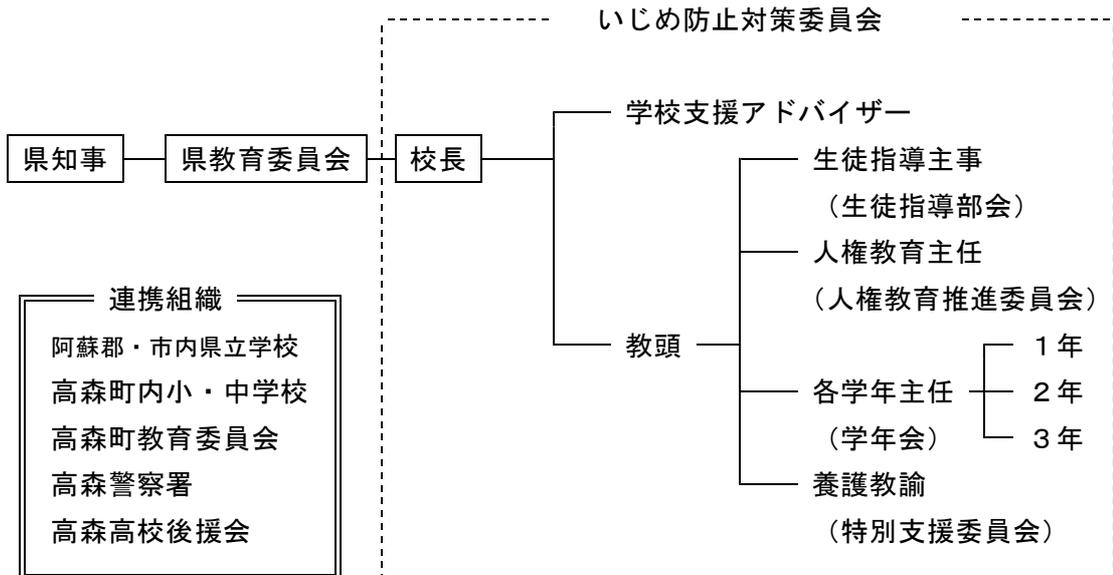
- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止等のための基本事項

(1) いじめ防止基本方針

本校のいじめ問題対応マニュアルに沿って、日頃から生徒の動向をよく観察し、学年、各部、部活動、各家庭、地域社会等を通じ連携を密にして、職員が校長のもと一丸となりいじめの防止に取り組む。

(2) いじめ防止等に向けた本校組織図



(3) いじめ防止に向けた具体的な取組

ア いじめ防止

- (ア) 「小さな学校だからできる大きな教育」～一人ひとりの生徒を大切にす
る学校～を目指す学校像とし、生徒一人一人にしっかり目を向けた教育を
展開する。
- (イ) 社会生活を送る上で人間としてもつべき最低限の規範意識を、発達の段
階に応じた指導や体験を通して確実に身に付けさせる。
- (ウ) 人間としての尊厳、自他の生命の尊重や倫理観などの道徳性を養い、豊
かな人権感覚を身に付けさせる。
- (エ) 日常の教育活動を通してコミュニケーション能力を育み、規則正しい態
度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるように努める。

4 年間計画

(1) 年間指導計画

	職員会議等	防止対策	早期発見	事案発生時	
4月	校内いじめ防止対策委員会 基本方針 指導計画等	学校づくり 人間関係づくり	二者面談 サインの日 気付きメモ		
5月	町人権教育研修会、講演会 後援会総会時保護者説明 生徒理解研修		参観授業 生徒理解調査		
6月	第1回 いじめ防止対策委員会	全学年人権教育 LHR ①	いじめ アンケート		
7月	職員研修(アンケート分析) 1学期情報共有・反省	地区学校警察連携 協議会小中高連携 会議①	家庭訪問 三者面談		
8月	郡人権・同和教育研究大会 職員研修(人権教育)				緊急対 策会議
9月		全学年人権教育 LHR ②人間関係づ くり			
10月	生徒理解研修	県人権子ども集会 人間関係づくり			
11月					
12月	第2回 いじめ防止対策委員会 2学期情報共有・反省	小中高連携会議②	いじめ アンケート		
1月	職員研修(アンケート分析)	全学年人権教育 LHR ③			
2月			二者面談 いじめ アンケート		
3月	第3回 いじめ防止対策委員会 ・3学期情報共有 ・総括 ・来年度方針決定	小中高連携会議③ 新入生状況把握 新入生事前指導			

(2) いじめ未然防止の取組

ア 道徳教育

道徳教育の全体計画に沿って、学校活動全般において道徳心を育む取組を行う。

イ 人権教育

本校人権教育の目標に沿って、生徒の人権尊重の意識を高め、人権感覚を育成する。

ウ 体験活動

様々なボランティア活動への参加やインターンシップ等への取組により地域社会へ貢献していこうとする意識と自己有用感を高める。

エ 情報モラル教育

12月に実施する警察との連携による防犯教育や、ICT機器を使用する授業でのモラルの徹底を行い、ICT機器を通じた誹謗中傷等のトラブルが発生しないように努める。

オ 生徒会活動

全校終礼を利用し、全校生徒へいじめ防止について呼びかけるなど、生徒の視点での取組をすすめる。

カ 「心のきずなを深める月間」

6月の月間を利用して、生徒、保護者、地域に対していじめや差別のない明るい社会づくりの啓発を行う。

キ 「命を大切にする」心を育む指導プログラム

プログラムを通して、生命がかげがえのない大切なものであることを理解させ、自他の生命の尊さを自覚させる。

ク 学力向上による自己肯定感の育成

「認め、ほめ、励まし、伸ばす」の教育行動指針のもと、わかる授業の実践、校内検定等の実施による基礎学力の定着、考査前学習会等の実施により学力の向上をはかり一人一人の生徒の自己肯定感を高める。

(3) いじめの早期発見の取組と実施時期

ア 在籍生徒に対し定期的な調査の実施

(ア) いじめアンケートの実施。(学期毎実施)

(イ) 担任による二者面談の実施。(年度当初 年度中複数回)

(ウ) 家庭訪問の実施。(年度当初～夏季休業中 随時)

イ いじめ対処相談体制

(ア) 相談窓口として、養護教諭、人権教育主任をあてるが、全ての教職員が相談を受けることが可能であることを周知する。

- (イ) 気づきメモの活用。(家庭との連携)
- (ウ) 特別支援コーディネーターの活用。(相談体制の確立、一本化)
- (エ) 保健室との連携。(担任、授業担当者との連携)
- (オ) 人権教育推進委員会との連携。

ウ いじめ防止等のための対策に従事する人材の資質向上

- (ア) 校内研修の実施。(年間計画の位置付け)
- (イ) 校外研修等への積極的な参加。(全職員への呼びかけ)

(4) いじめに対する対処・連携

- ア 本校いじめ問題対応マニュアルの確認、伝達、実施。(職員対象)
- イ 本校いじめ問題マニュアルの検証、見直し。(毎年)

(5) 家庭や地域との連携について

- ア 学校通信、学級通信による情報発信。
- イ 啓発週間、啓発日の設定による家庭との協働週間の設置。
- ウ 校外関係機関との連携。
- エ 後援会組織との連携。(各学年委員との情報交換)
- オ 保護者への相談窓口の周知と情報提供の依頼。

(6) 取組に対する反省・評価・見直し

学期毎に基本方針について反省・評価を行い見直しを行う。

※ チェックポイント

- いじめ問題の重大性を全ての教職員が認識し、校長を中心に未然防止「いじめを生まない土壌づくり」(人権教育、道徳教育、体験活動、その他活動等)に組織的に取り組んでいるか。
- いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議や校内研修などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることがなく、報告・連絡・相談を確実にを行い学校全体で組織的に対応しているか。

5 いじめに対する措置（いじめ問題対応マニュアル）

1 いじめ問題の発見

- ・ 当事者（被害者）から訴え
→ **被害者への対応 ①**
- ・ 当事者以外からの通報、連絡
- ・ 地域からの通報、連絡
- ・ 教師の発見、気づき
- ・ 定期的ないじめ実態調査（各学期末および緊急時）
→ **集団への対応 ①**

2 対応①（初期対応）

- ・ 正確な状況の把握（最初に携わった職員）
- ・ 当事者（被害者、加害者、関係者）の事情聴取
→ **被害者への対応 ②** **加害者への対応 ①**
- ・ 関係部署への報告、連携（学年、⇔ 管理職、生徒指導部、）
- ・ 家庭との報告、連携（教頭、学年主任、担任）



3 対応②（対策委員会）

- ・ いじめ防止対策委員会
（教頭、学年主任、担任、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、人権教育主任）
での対応



4 対応③（関係部署での会議）

- ・ 学年会、生徒指導部会、生徒指導委員会、人権教育推進委員会の実施



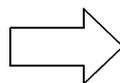
5 対応④（職員全体での状況把握）

- ・ 運営委員会、職員会議で各部署での対応（対応③）の検討



6 対応⑤（具体的な対応）

- ・ 全体指揮、地域、PTA、マスコミ対応（校長、教頭、事務長）
→ **集団への対応 ②**
- ・ 医療機関等の活用（養護教諭）



問題
解決へ

- 被害者への対応 ③
- ・ 当事者、保護者への対応（学年主任、担任、学年団）
 - 被害者への対応 ④ 加害者への対応 ②
- ・ 警察との連携（生徒指導主事）



7 対応⑥（支援体制の確認）

- ・ 当事者へのカウンセリング（事案内容により継続期間決定）
 - 被害者への対応 ⑤ 加害者への対応 ③
- ・ 全校生徒への対応
（全職員によりHR、授業、部活動等で概要の説明と防止策の説明）
 - 集団への対応 ③



8 対応⑦（報告）

- ・ 当事者及び保護者への最終報告（教頭、学年主任、担任）
 - 被害者への対応 ⑥ 加害者への対応 ④
- ・ 県教委への詳細報告（まとめ ⇨ 担任、副担任、学年主任 報告 ⇨ 校長）



9 対応⑧（指導の継続）

- ・ 改善策の確認（対策委員会、職員会議）
- ・ 当事者への心のケア及びクラス、学年、全校生徒の観察
 - 被害者への対応 ⑦ 加害者への対応 ⑤ 集団への対応 ④

※ チェックポイント

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> いじめ問題解決のため、必要に応じ、警察等の地域の関係機関と連携をとっているか。 <input type="checkbox"/> 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。 <input type="checkbox"/> 後援会組織や地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみで対策を進めているか。 |
|---|

6 重大事態への対処

重大事態とは、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1号により「生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」は、次の対処を行う。

（1）具体的対処方法

ア 校内いじめ防止対策委員会での会議実施

（ア）迅速な会議の実施。

（イ）校内いじめ防止対策マニュアルの確認。

イ 熊本県教育委員会を通じて熊本県知事への報告

（ア）県からの学校に対しての必要な指導あり。

（イ）人的措置含めた支援あり。

ウ 熊本県教育委員会との協議のうえ当該事案に対処する校内調査組織の設置
重大事態の性質に応じて適切な専門家（第三者）を加える。

エ 事実関係の調査の実施

（ア）いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合。

（イ）いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合。

オ 上記調査結果の公表、説明、情報の提供。（いじめを受けた生徒・保護者）

（2）重大事態に関する事後措置・検証

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の適切な提供

イ 調査結果の報告

調査結果については熊本県教育委員会を通じて熊本県知事に報告する。

ウ 再調査の実施

必要に応じて再調査を実施する。その結果は上記イに準ずる。

7 学校評価・教員評価の留意点

（1） 学校評価において、いじめ問題を取り扱うに当たっては、学校の評価目的を踏まえて行うことが求められる。問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえた目標設定や、具体的な取組、達成状況を評価し改善に取り組む。

（いじめの早期発見に関する取組、いじめの再発防止に関する取組等）

（2） 教員評価については、いじめ問題を取り扱うに当たっては、いじめ問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、発生した際に問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価されるよう留意する。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが発生しやすい・発生している可能性がある環境

- 朝 SHR 前や放課後鍵閉め時にいつも机が列から曲がっている。
- 掲示物にたびたび破損や落書きがある。
- 班編成の際に机を集合させた时机同士が離れたりしている。
- 常に周囲の顔色をうかがっているような生徒が見受けられる。
- クラス内で小グループ同士での行動や活動が目立つ。
- 他人の失敗を冷やかす生徒が数多く見受けられる。
- 教職員がいないと真面目に掃除が出来ていない。
- 班編成やグループ分けをすると特定の生徒が残る。
- 誰か特定の生徒に気を遣う雰囲気にある。

いじめられている生徒がいる可能性がある

日常の行動や表情から見受けられる可能性

- 常に誰かの行動や視線を気にしておどおどしている。
- 下を向いて他人と視線を合わせず目立たないようにしている。
- 遅刻、欠席が多い。
- 腹痛や体調不良を訴えて頻繁に保健室を利用したがる。
- 誰かに指示ではしゃいだり意見を言わされたりしている。
- 意味もなくおどおどしたり、にやついたり挙動が不審である。
- 顔色が悪く、明らかに元気がない。
- 制服が汚れていたり破損したりしている。
- 時々涙ぐんだ表情をしている。

授業中や休み時間から見受けられる可能性

- 発言をするとよく周囲から冷やかされている。
- 班編成やグループ分けの際に孤立しやすい。
- 学習意欲が見受けられず別のことに気をとられている。
- 一人でいることが多い。
- 周囲より遅れて教室に入ってくるが多い。
- 教職員の近くにいたがる。
- 教職員が褒めたり、好成绩を収めると冷やかされたり陰口を言われたりする。

昼食時から見受けられる可能性

- 一人で周囲と離れて昼食をとっている。
- 昼食を持ってきてなかったり、持ってきても友達にあげている。
- 明らかに食欲がなさそうである。
- 昼食を隠されたり悪戯されたりする。

清掃時から見受けられる可能性

- きつい仕事をいつも押しつけられている。
- 一人で離れて掃除をしている。
- 教職員の近くを掃除したがる。

その他から見受けられる可能性

- 校内に個人を中傷する落書き等がある。
- 持ち物がよく無くなったり壊されたりする。
- 部活動を休みがちになり辞めると言い出したりする。
- 怪我等をしても理由を言いたがらなかったり隠したりする。
- 必要以上のお金を持ってきていたり、ジュース等をおごったりしている。
- 理由もなく成績が急激に下がる。
- 服装に靴の跡がついたり破損が見られる。
- 手足顔等に擦り傷などがある。

いじめている生徒がいる可能性

- 教職員の機嫌をとったり顔色をうかがうような態度をとる。
- 教職員によって態度や言動、言葉遣いが明らかに違う。
- 周囲の生徒への言葉遣いが荒い。
- よくグループで行動している。
- 特定の仲間意識を持つ傾向にある。
- 教職員の指導に素直に従おうとしない。
- 活発に活動するがそれを周囲に押しつけようとする様子が目立つ。
- よく人の物を借りて使っている。
- 周囲の生徒が明らかに一個人やグループに気を遣っている
- 自分の意見や考えが通らないとき、態度に表したり言葉遣いが荒くなったり睨みつけたりする。